



鳥取県警察本部長告示 第 43 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第2項及び鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年鳥取県公安委員会規則第1号）の規定に基づき、次のように聴聞を行うので公示する。

令和8年7月30日

鳥取県警察本部長 梅田 直嗣



聴聞の期日及び場所

令和8年8月25日 午前10時00分から
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津216 鳥取県警察本部
運転免許試験場